

議案第40号

平成25年度秋田県教育委員会定期人事異動方針（案）について

平成25年度秋田県教育委員会定期人事異動方針を別紙のとおり決定する。

平成24年11月1日提出

秋田県教育委員会教育長 米 田 進

理 由

平成25年度秋田県教育委員会定期人事異動を実施するに当たり、異動方針を決定する必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

## 平成25年度秋田県教育委員会定期人事異動方針（案）

平成24年11月1日  
秋田県教育委員会

将来の秋田を担う子どもたちを県民総参加で育成し、「教育立県あきた」を確立するためには、これまで以上に質が高く、力強い教育施策の推進が必要となる。

厳しい財政状況の中にあって、より効果的・効率的な教育行政を進めていくことが求められる一方、少子高齢化、人間関係の希薄化、グローバル化の進行など、教育を取り巻く環境も大きく変化しており、こうした変化に対応した教育を推進するとともに、命を守る防災教育の充実、いじめ対策等の生徒指導上の課題など、様々な教育課題等に的確に対応していくことが必要である。

本県教育をめぐる動きやこれまで取り組んできた教育の成果と課題を踏まえ、元気なふるさと秋田を実現する原動力となる「ふるさとを愛し、社会を支える自覚と高い志にあふれる人づくり」を推進するため、平成25年度定期人事異動は、次の方針により行うものとする。

### 1 基本方針

#### (1) 学校に勤務する教職員（事務職員を除く。）

- ① 学校経営の活性化、教職員の資質の向上及び適正配置を図るため、広域にわたる人事交流、他校種及び他機関との間の人事交流を積極的に行う。
- ② 学校を取り巻く様々な教育課題に適切に対応し、組織としての教育力を高める観点から、管理職及び中堅教職員の適正配置を図る。
- ③ 学校間・地域間における教職員構成の充実・均衡を図る。

#### (2) 市町村教育委員会の主体性の重視と連携

小中学校教職員の人事異動に当たっては、地方分権の趣旨を踏まえ、各市町村教育委員会が地域や学校の実情に応じた柔軟な学級編制を行うなど、より一層責任を持って特色ある学校づくりを推進できるよう市町村教育委員会との連携を図りながら、その主体性を発揮できる環境整備に努める。

#### (3) 教育庁及び学校以外の教育機関（以下「教育庁等」という。）に勤務する職員並びに学校に勤務する事務職員

- ① 各所属の業務内容、業務量及び班体制等を精査し、事務・事業を着実かつ効率的に実施するための人員配置を行う。
- ② 職員の士気を高め、組織に活力を与えるため、年齢や性別にとらわれず、意欲ある有能な人材を積極的に登用する。また、本人の希望やキャリア形成に配慮しつつ、適材適所の人事配置を行う。
- ③ 行政に対する様々なニーズを把握し、幅広い視野で仕事に取り組める人材を育成するため、交流人事を積極的に行う。

## 2 実施方針

### (1) 学校に勤務する教職員（事務職員を除く。）

- ① 同一校に長年勤務した者及び同一地域に相当年数勤務した者について、積極的に交流を行う。
- ② 進展する学校統合の状況等を踏まえ、全県的視野に立った広域交流を行う。
- ③ 管理職は、その職責の重要性にかんがみ、全県的視野に立った広域交流を行う。
- ④ 養護教諭、栄養教諭、実習助手、寄宿舎指導員、学校栄養職員及び技能技師について、積極的に交流を行う。
- ⑤ 天災等の緊急時に対応できるよう教職員の配置に配慮する。
- ⑥ へき地校、小規模校等における教職員配置の適正化を図る。
- ⑦ 小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校間の交流を行う。
- ⑧ 管理職等の採用及び昇任に当たっては、各学校において特色ある教育活動が十分に展開されるよう配慮する。
- ⑨ 新規採用者については、初任者研修の実施、教職員の構成等を考慮し配置する。また、3校種（小中高）教諭等の採用者については、将来の異動校種等を考慮した配置とする。
- ⑩ 他道県や秋田大学附属学校園等との間で、引き続き教員の交流を行うとともに、知事部局との間においても交流を行う。

### (2) 市町村教育委員会の主体性の重視と連携

- ① 加配定数の一部を各市町村教育委員会に枠内示し、その活用も含め、市町村教育委員会の基本構想に基づき協議を行う。
- ② 同一市町村内の転任については、市町村教育委員会が自らの人事異動構想に基づき主体的に取り組むことができるようにする。
- ③ 異なる市町村の転任については、県教育委員会の人事異動構想に基づき、各市町村教育委員会の意向を踏まえて取り組む。

### (3) 教育庁等に勤務する職員及び学校に勤務する事務職員

- ① 同一の課所に一定年数勤務する職員は、異動の対象とする。ただし、同一の課所の勤務年数が一定年数未満の者であっても、職務上の必要性等を考慮し、異動の対象とする場合がある。
- ② 教育庁等、県立学校、市町村立小中学校及び知事部局等の間において交流人事を行い、特に未経験の分野を中心に幅広い職務を経験させる。